

高校教育改革の推進について

- 高等学校等への進学率が97%を超える現在、多様化した生徒の実態に対応し、生徒の個性を最大限に伸ばすためには、特色ある学校づくりを行うとともに、個に応じた教育の充実を図ることが必要。
- このため、
 - ① 中高一貫教育校、総合学科や単位制高校など、特色ある学校・学科等の設置の促進
 - ② 多様な科目の開設、体験活動、インターンシップの実施等も含めた多彩なカリキュラムづくりの促進
 - ③ 様々な学習活動を評価できるように学校外の活動を単位認定できる制度の拡充
 などの改革を推進。

<近年の主な高等学校教育改革>

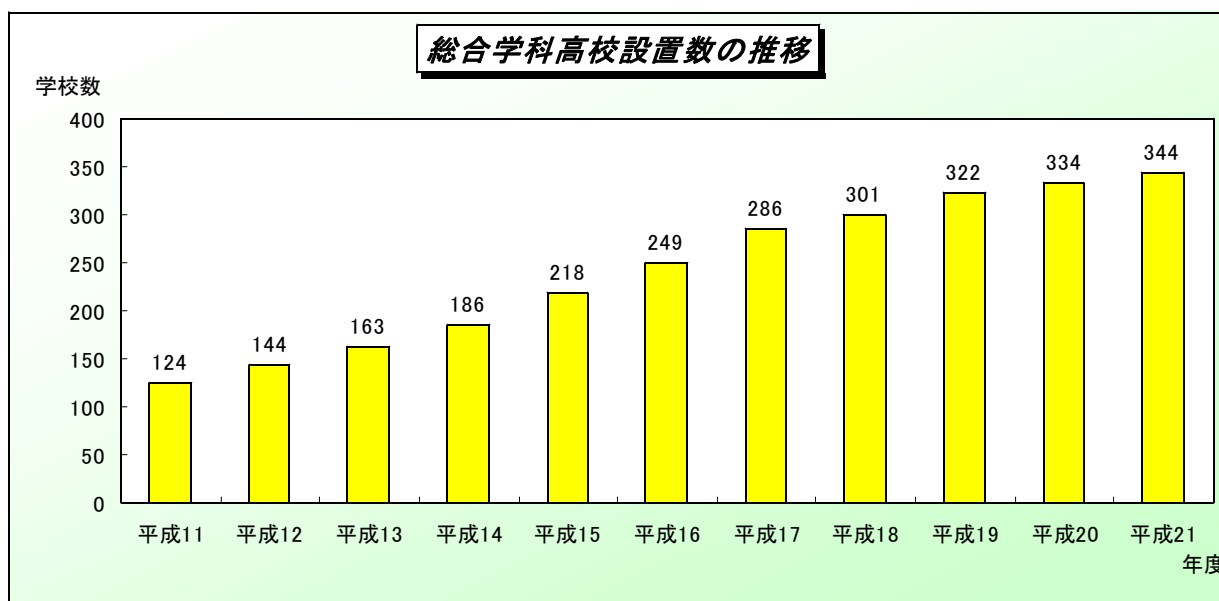
昭和63年	単位制高等学校の導入（定時制・通信制）
平成元年	定時制・通信制の修業年限の弾力化（4年以上→3年以上）
5年	単位制高等学校の全日制への拡大 学校外学修の単位認定（専修学校・技能審査）の導入
6年	総合学科の導入
10年	学校外学修の単位認定対象範囲の拡大 （大学、高専、ボランティア活動、修業体験）
11年	中高一貫教育制度の導入

※ 平成21年度の単位制高等学校数： 900校
 平成21年度の総合学科高等学校数： 344校
 平成21年度の中高一貫教育校数： 370校

- 一方、「大学全入」時代を迎える中、大学進学者の学力低下なども指摘されているところであり、高等学校として、進学・就職等の進路を問わず、いかにして生徒の学習意欲を高め、学力水準の維持・向上を図っていくかが大きな課題。
- さらに、精神的・社会的自立が遅れ、将来の生き方・働き方について考え、選択・決定することを先送りする傾向なども踏まえ、勤労観・職業観をはじめ、社会的・職業的自立に必要な能力等を身につけさせることも重要。

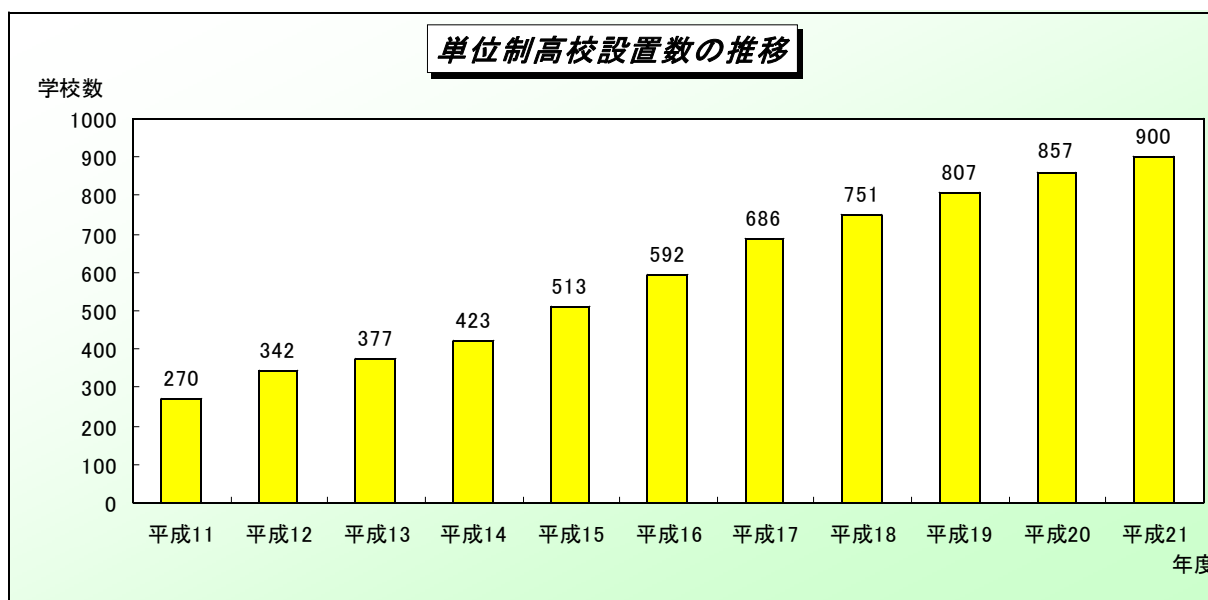
1. 近年の高等学校教育改革の動向

(1) 総合学科の設置 (平成6年度に制度化)



(2) 単位制高等学校の設置促進

(昭和63年度に定時制・通信制について制度化、平成5年度に全日制に拡大)



(3) 学校外学修の単位認定制度

① 他的高校や高校以外での学修成果の単位認定

【学校教育法施行規則第93条、第97条～第99条】

1. 海外留学に係る単位認定

(昭和63年度に制度化(30単位まで)、平成22年度より36単位に拡大)

外国の高等学校(正規の後期中等教育機関)における履修を自校の単位として認定できる。
〔平成18年度の実施校：875校〕

2. 下記の(ア)～(エ)の学修については、合計で36単位まで、卒業に必要な単位に含めることが可能となっている。

(ア) 学校間連携による単位認定(平成5年度に制度化)

他的高等学校で修得した科目の単位数を自校の単位として認定できる。

〔平成18年度の実施校：185校〕

(イ) 大学、高等専門学校、専修学校等における学修の単位認定

(平成5年度に専修学校について制度化、10年度に大学・高専に拡大)

大学、高等専門学校、専修学校等における学修や、大学や公民館等の社会教育施設で開設される講座等における学修を、自校の単位として認定できる。

〔平成18年度の実施校：428校〕

(ウ) 技能審査の成果の単位認定(平成5年度に制度化)

高等学校の学習内容に対応した知識・技能審査(英検、TOEIC、漢検等)において、相当程度の成果を収めた場合、その成果を自校の単位として認定できる。

〔平成18年度の実施校：1,539校〕

(エ) ボランティア活動等に係る学修成果の単位認定(平成10年度に制度化)

ボランティア活動、就業体験活動(インターンシップ)等の活動に係る学修の成果を、自校の単位として認定できる。

〔平成18年度の実施校：504校〕

② 高卒程度認定試験の合格科目に係る学修の単位認定【学校教育法施行規則第100条】

(定時制・通信制課程は昭和57年度から、全日制課程は平成17年度から実施)

高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修を、自校における科目の履修とみなし、自校の単位として認定できる。
〔平成18年度の実施校：291校〕

2. 定時制・通信制課程

(1) 役割の変化

社会の変化に伴い生徒の実態が変化中、定時制・通信制高等学校で学ぶことを希望する者は、従来からの勤労青少年だけではなく、

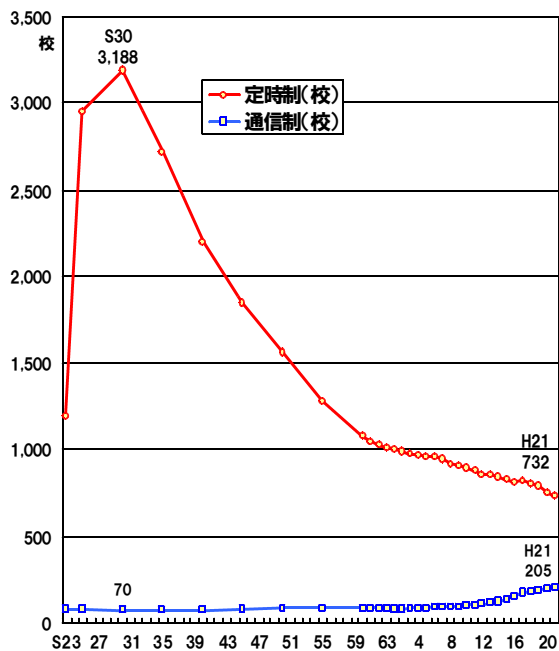
- ① 全日制課程からの進路変更等に伴う転・編入学（中途退学経験者など）
- ② 全日制課程に入学できなかった者（中学校までの不登校等による学力不足など）
- ③ 過去に高等学校教育を受ける機会がなかった者

など、様々な入学動機や学習歴を持つ者が多くなるなど、制度発足当初とは著しく異なった様相が生じている。

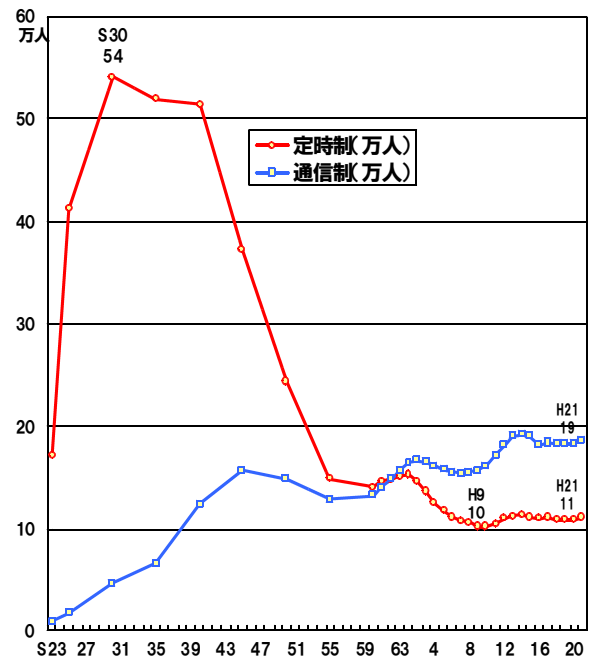
このような生徒の実態の変化に応じて、勤労青少年のための教育機関としての役割だけでなく、多様な履修形態による高等学校教育を提供し、高等学校教育の普及と教育の機会均等の理念を実現する教育機関としての役割を果たしている。

(2) 学校数・生徒数の推移

学校数



生徒数



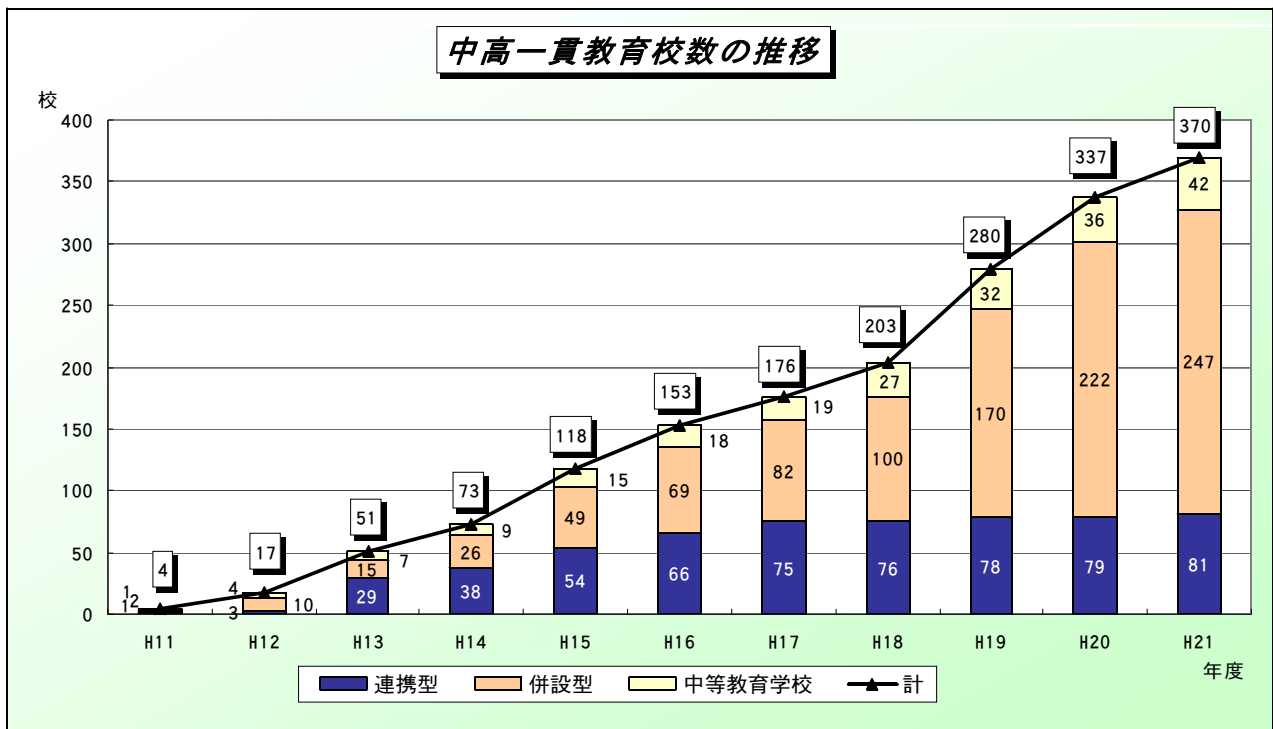
3. 中高一貫教育の推進

(1) 趣旨

これまでの中学校・高等学校に加えて、生徒や保護者が6年間の中高一貫教育校を進路選択の1つとすることができるようにすることにより、中等教育のより一層の多様化、生徒の個性の伸張を推進するものとして、平成11年度より導入。

(2) 設置状況

平成21年度現在、全国に370校（公立168校、私立197校、国立5校）が設置されており、設置校数は、年々、増加してきている。



※平成21年度の設置校数の内訳

区分	中等教育学校	併設型	連携型	計
公立	25 (20)	63 (60)	80 (78)	168 (158)
私立	13 (13)	183 (161)	1 (1)	197 (175)
国立	4 (3)	1 (1)	0 (0)	5 (4)
計	42 (36)	247 (222)	81 (79)	370 (337)

※ () 内は平成20年度の設置校数

(3) 今後の検討

中高一貫教育については、制度導入から10年が経過したことを踏まえ、中央教育審議会初等中等教育分科会に「学校段階間の連携・接続等に関する作業部会」設置。

なお、規制改革会議からも同様の指摘を受け、平成21年度中に検討を開始することが、平成20年12月に閣議決定されている。

4. 今後の主な課題

○ 高等学校教育の質の保証・向上

高等学校教育については、進学、就職等の進路を問わず、生徒の学習意欲を高め、学力水準を確保することが大きな課題であると指摘されている。また、いわゆる「大学全入」時代を迎え、過度の受験競争は緩和される一方、大学入試の選抜機能がもたらしてきた高校教育の質保証の効果が期待できなくなってきている。

「教育振興基本計画」においても、今後5年間に取り組むべき施策の中で、特に重点的に取り組むべき事項の一つとして「高校教育の質の保証」が挙げられており、具体的には、「高校生の学習成果を多面的・客観的に評価する取組を進めるとともに、その結果を高等学校の指導改善等に活用することなどを通じた教育の質の保証と向上を促す。」という記述が盛り込まれている。

また、一昨年12月24日に出された中央教育審議会の答申、「学士課程教育の構築に向けて」においては、「高等学校段階での学力を客観的に把握する方法の一つとして、高等学校の指導改善や大学の初年時教育、大学入試などに高等学校・大学が任意に活用できる学力検査（「高大接続テスト（仮称）」）に関し、高等学校・大学の関係者が十分に協議・研究するよう促す」ことについて提言がなされた。

同答申を踏まえ、北海道大学を中心として高等学校・大学関係者が協議・研究を具体的に行う委託事業を実施（2008年11月から2年間の予定）。

さらに、各種の検定試験については、一昨年2月の中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」を受けて、民間事業者等による第三者評価機関が検定試験の評価を行う際の参考となるガイドラインの作成に向けて、高等学校関係者も参画して検討が行われている。今後、このような仕組みの下で、一定の評価を与えられた検定試験の活用を各高等学校に促すことにより、高校生の学習意欲を高めていくことが必要。

これらの取組を通じて、高等学校教育の質を保証・向上していく必要がある。